

令和5年6月5日 (令和5(2023)年度第12号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 【募集中】第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会 開催のご案内 **対面開催**
- 「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書が公表される
- 事務連絡「就労証明書の標準的な様式について」が発出される (こども家庭庁)

■ 【募集中】第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会 開催のご案内 **対面開催**

全国保育士会では、令和5年8月31日(木)～9月1日(金)に、『第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会』を全国社会福祉協議会 会議室にて、対面形式で開催します。

保育を取り巻く環境が大きく変化するなか、保育所・認定こども園等はこれまでの実践を振り返り、自らの実践を発展させたり、専門職としての役割を再認識する等、社会の変化に対応した機能を発揮することが求められます。

また、主任保育士・主幹保育教諭等のリーダー的職員には、職員一人ひとりが、組織の一員として業務を着実に遂行しながら、専門職としても成長していくための支援をするとともに、やりがいと誇りを持って働きつづけられる職場環境づくりを行うことが求められています。そうした役割を担う「保育スーパーバイザー」を養成し、組織および保育の質の向上に寄与することを目的に本研修会を開催します。

1日目【講義と演習Ⅰ】では、「保育所・認定こども園等における人材育成について(仮題)」をテーマに、東京家政大学 教授 小櫃 智子 氏にご講義いただきます。実習時から人材育成をするという視点に立ち、実習中の保育者

主任保育士・主幹保育教諭特別講座修了生のためのリカレント研修
第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会
開催要項

1. 趣 旨
令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が創設され、「こどもまんが社会」をめざした取り組みが進められています。また、令和6年度には改正児童福祉法が施行されるなど、保育現場と子ども・子育て家庭とをとりまく状況は大きな転換期を迎えています。
改正児童福祉法においては、保育所・認定こども園等が地域の多様な担い手となる「地域子育て担い手機関」の役割を担うことなど、保育所・認定こども園等による地域の子育て家庭に対する支援が期待されています。
保育を取り巻く環境が大きく変化するなかにおいて、保育所・認定こども園等はこれまでの実践を振り返り、新たな視点・手法の導入等も検討しながら自らの実践を発展させたり、専門職としての役割を再認識する等、社会の変化に対応した機能を発揮することが求められます。
また、主任保育士・主幹保育教諭等のリーダー的職員には、職員一人ひとりが、組織の一員として業務を着実に遂行しながら、専門職としても成長していくための支援を求められます。そうしたやりがいと誇りを持って働きつづけられる職場環境づくりを行うことが求められています。
そうした役割を担う「保育スーパーバイザー」を養成し、組織および保育の質の向上に寄与することを目的に、本研修会を開催します。

本研修会のねらいは、下記のとおりです。
① 保育および子ども家庭福祉をめぐる最新の制度動向について理解を深める
② 地域社会の多様な担い手に対する、専門的知識に基づいた支援方法について理解を深める
③ 保護者支援や地域の子育て支援等に必須であるソーシャルワーク等のスキルを身につける
④ 専門職担任におけるスーパーバイザーに求められる知識・技術について学習

2. 期 日 令和5年8月31日(木)～9月1日(金)

3. 会 場 全国社会福祉協議会 第3,4,5会議室
(〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル)

4. 受講要件 下記のいずれかの要件を満たす方
(1) 主任保育士・主幹保育教諭特別講座(目:主任保育士特別講座)修了生
(2) 全国保育協議会「教育・保育施設長専門講座(目:保育所長専門講座)」修了生
(3) 全国保育士会委員(令和3～4年度委員を含む)
(4) 全国保育協議会協議員

5. 定 員 80名

6. 受講料 全国保育士会会員 25,000円
その他 28,000円 (昼食代・交通費・宿泊代等は除く)

7. 主 修 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育士会/全国保育協議会

8. 実施主体 全国保育士会

9. 後 援 こども家庭庁(予定)

のかかわり、また、人材育成の取り組みや保育者に対するスーパービジョン、個々の保育者の専門性やチームの質の向上について学びます。

2日目【講義と演習Ⅱ】は、「地域を基盤とした包括的な支援体制への対応について（仮題）」をテーマに、金沢星稜大学 教授 開 仁志 氏にご講義いただきます。令和6年度の改正児童福祉法の施行等の動きを踏まえて、「地域支援」をキーワードに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充について学びます。また、グループワークを通して、各地域の取り組み等を共有し、実践のヒントを得ることをめざします。

なお、本研修会は、主任保育士・主幹保育教諭特別講座、教育・保育施設長専門講座のリカレント研修として位置付けています。

詳細およびお申込みは、下記ホームページをご確認ください。

【申込締切】 令和5年7月28日(金)

■申し込み専用ページ

<https://www.mwt-mice.com/events/supervisor2023>

■専用ページへは、本会ホームページの、研修会≫保育スーパーバイザー養成研修会 からアクセスしていただけます。



【プログラム】

1日目(令和5年8月31日(木)11:00~17:30) ※10:30~受付

時間	内容
11:00~11:10	開講式
11:10~12:10	【行政説明】 「保育をめぐる国の動向」(仮題) 講師：こども家庭庁 成育局 保育政策課
12:10~13:00	昼食・休憩
13:00~13:45	【基調報告】 「専門職組織として全国保育士会が描く展望と主任保育士・主幹保育教諭への期待」 全国保育士会 会長 村松 幹子
13:45~14:00	休憩
14:00~17:30 ※休憩時間含む。	【講義と演習Ⅰ】 「保育所・認定こども園等における人材育成について(仮題)」 ➤ 保育の人材を育成するうえで、保育士養成校と保育現場の連続性を意識した取り組みが必要です。実習時から人材育成するという視点に立ち、実習中の保育者のかかわり(とくに主任保育士・主幹保育教諭のかかわり)が実習生にどのような学びや気づき、影響を与えているか等について学びます。 ➤ また、人材育成の取り組みの意義や主任保育士・主幹保育教諭に求められる役割、保育者に対するスーパービジョン等を学び、個々の保育者の専門性やチームの質の向上につなげることをめざします。 講 師：小櫃 智子 氏(東京家政大学 教授)

2日目(令和5年9月1日(金)9:30~15:30)

時間	内容
9:30~15:30 ※昼食休憩含む。	<p>【講義と演習Ⅱ】</p> <p>「地域を基盤とした包括的な支援体制への対応について（仮題）」</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 改正児童福祉法では、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の整備（努力義務）が規定され、令和6年度に施行されます。本講義では、「地域支援」をキーワードに、改正児童福祉法等の制度動向を概観し、“子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充”について学びます。➤ 包括的支援の体制整備に至るまでの国の動き等を踏まえて、保育現場、とくに主任保育士・主幹保育教諭に求められる「地域子育て相談機関」について、グループワークを交え、各地域の取り組み等を共有し、実践のヒントを得ることをめざします。 <p>講師：開 仁志 氏（金沢星稜大学 教授）</p>

■「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書が公表される

この度、「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業／受託：みずほリサーチ&テクノロジー株式会社）報告書が公表されました。

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年）や、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年）の作成から約10年が経過するなか、児童福祉施設をめぐる状況の変化とともに、食事の提供形態等も多様化しています。本調査研究は、これらの背景を踏まえて、現在の実態把握を行うとともに、実態を踏まえたガイドライン（改定版）の素案を作成することを目的に行われたものです。

なお、本調査研究における検討委員会には、笠置英恵副会長が委員として参画し、保育現場における食育の取り組み等をもとに意見を述べています。

本調査研究報告書とともに公表された「児童福祉施設等における食事の提供ガイド素案」（以下、素案）では、現状のガイド（平成22年）をベースに内容を整理するとともに、児童福祉施設のこどもの発育・発達を視野に入れた多様な取り組みの事例等を追加し、日々の食事の提供における留意点や具体的な実践例が示されています。

今後国において、本素案を踏まえた改定作業が進められる予定です。

本調査研究報告書の詳細については、以下をご参照ください。

■みずほリサーチ&テクノロジー株式会社ホーム》事例・実績》調査・研究事例の紹介》

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書の公表

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html>

■ 事務連絡「就労証明書の標準的な様式について」が発出される(こども家庭庁)

令和5年5月29日、こども家庭庁成育局保育政策課より事務連絡「就労証明書の標準的な様式について」が発出されました。

就労証明書の標準的な様式の原則使用等については、「就労証明書の標準的な様式の原則使用等について(通知)」(令和4年12月27日府子本第1101号・子保発1227第1号)において、方針が示されていました。

今般、上記通知の「2. 標準的な様式の統一化」で示されていた就労証明書の標準的な様式が示されました。

本年の秋ごろには、マイナポータルによる就労証明書の標準的な様式のオンライン提出が可能になるよう取り組みが進められ、令和6年4月入所分(令和5年10月頃)より、原則として標準的な様式を使用するよう自治体に本事務連絡が発出されました。

また、標準的な様式については、多数の市区町村の様式に記入することとなる企業等事業者の負担が大きいことから、令和3年7月に示された「就労証明書(簡易版)」を基本とした単一の標準的な様式に改訂されていますが、次の2点の修正がされています。

※本事務連絡より一部抜粋

(1) 一部項目等の削除等について

企業等事業者による証明が困難と考えられる項目や、本人の申請により確認可能と考えられる項目を削除するとともに、令和3年7月にお示しした「就労証明書(詳細版)」(以下「詳細版」という。)のみに設けられていた項目を一部追加する等の修正を行っています。

(2) 追加的記載項目について

新しい標準的な様式においては、詳細版のみに係る記載項目について、企業等事業者に記載していただく必要性を改めて各市区町村において検討し、必要不可欠な項目に限定した上で、追加的記載項目とすることも可能としています。(追加的記載項目を設ける場合は、記載要領でお示ししたとおり、追加的記載項目欄に記載を求めることが可能です。)

また、この追加的記載項目については、定期的に各市区町村における設定状況をこども家庭庁において把握・公表し、待機児童の状況等も踏まえつつ、各市区町村における利用調整事務等における必要性に応じて設定項目を限定するよう、継続的に各市区町村に促していく予定です。

本事務連絡および就労証明書の標準的な様式の詳細については、別添をご参照ください。